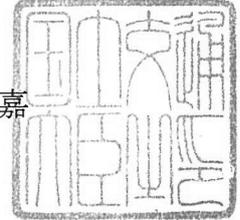


国海員第277号  
令和元年12月12日

放射線審議会  
会長 神谷 研二 殿

国土交通大臣  
赤羽 一嘉



船員電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の  
防止に関する技術的基準の改正について（諮問）

船員電離放射線障害防止規則（昭和48年運輸省令第21号）及び船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法（平成13年国土交通省告示第311号）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準に関し別添のとおり改正を行うことについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別添)

船員電離放射線障害防止規則及び船員電離放射線障害防止規則の  
規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法の改正要綱

令和元年 12 月  
国土交通省海事局

船員電離放射線障害防止規則（昭和48年運輸省令第21号、以下「規則」という。）及び船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法（平成13年国土交通省告示第311号、以下「告示」という。）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の線量限度の取り入れ

(1) 放射線業務に従事する船員（以下「放射線業務従事者」という。）の眼の水晶体の線量限度を次のとおり改めること。【規則の改正】

- ① 5年間につき100ミリシーベルト
- ② 1年間につき50ミリシーベルト

(2) 眼の水晶体の線量限度を改めるにあたり、5年間の合計線量の記録を追加すること。【規則の改正】

2. 眼の水晶体の線量当量の測定及び算出

管理区域に立ち入った放射線業務従事者の受けた等価線量の測定及び算定について、以下の規定を追加すること。

① 眼の水晶体の測定については、3ミリメートル線量を選択肢とし、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うこととすること。【規則の改正】

② ①の測定結果を当該期間について集計して記録及び保存すること。【規則の改正】

③ 眼の水晶体の算定については、3ミリメートル線量を選択肢とすること。【告示の改正】

3. その他

船員電離放射線健康診断結果報告書について、眼の水晶体の等価線量による区分欄を当該線量限度の見直しに伴い、次のとおり改めること。【規則の改正】

- ① 「検出限界未満の者」
- ② 「20ミリシーベルト以下の者」
- ③ 「20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者」
- ④ 「50ミリシーベルトを超える者」

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1) ①、②、(2)	5.5.1
2. ①～③	5.5.2①(2)、②、5.5.3③
3.	5.5.1（関連）